

「合併の期日について」(再協議)

協議確認内容

合併の期日は、平成18年(2006年)2月13日とする。

以上が協議・確認されました。

合併期日を平成18年2月13日(月)とする理由

- (1) 合併特例法の改正により経過措置が設けられた。
 - ・平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法が適用される。
- (2) 合併準備期間を十分確保することが可能。
 - ・電算システム統合作業を17年4月から予定しており、十分な作業期間が確保できることが望ましい。(約9~10ヶ月は必要)
 - ・事務事業の一元化等合併準備作業も、十分な作業時間が確保できることが望ましい。
- (3) 年度末は住民への影響が多いことから避ける。
 - ・年度末は住民票の異動など窓口事務が集中する時期であり、住民サービスや事務の遂行などに支障を来たす恐れがある。
- (4) 平成18年度を新体制で臨む。
 - ・合併後50日以内に新町長の選挙を行うことが必要であり、合併期日が2月中旬であれば3月末までに新町長を選出することができ、新年度を新体制で臨むことができる。
- (5) 前日および前々日が閉庁日であるため、電算システムの切り替えや他の合併準備に都合がよい。
 - ・電算システムの移行調整作業やテストプリント等、また庁舎機能の移転作業(引っ越し)が、住民に影響を与えない、土曜日および日曜日の閉庁日に行うことができる。